明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（一八）　二
○地方財政法施行令等の一部を改正する政令（一九）　九
○地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（二〇）　一六
〔省　令〕
○地方債に関する省令等の一部を改正する省令（総務五）　三
○地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（同六）　三
○地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令及び地方財政法施行令附則第六条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令の一部を改正する省令（総務・財務一）　三
〔告　示〕
○地域再生法第二十条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（内閣府三五）　三
○地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針（総務一八）　三
○不動産登記法附則第六条第一項の規定による登記手続の指定に関する件（法務三三）　四
○教科書の定価認可基準の一部を改正する件（文部科学一七）　四
○平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める件（国土交通一二四）　四
○自動車損害賠償保障事業業務委託契約準則の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める額を定める告示（同一二五）　四
〔公　告〕
諸事項　五
裁判所　五
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等　五
西日本高速道路株式会社工事完了、型式部材等製造者の認証関係　五
地方公共団体　五
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　五
会社その他　七
会社決算公告　七

本号で公布された法令のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一八号）

（内閣府本府）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二三年法律第一〇五号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行期日は、平成二四年二月一日とすることとした。

◇地方財政法施行令等の一部を改正する政令（政令第一九号）（総務省）

1　協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数値等

㈠　協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数値は、一〇〇分の一六とした。（第四条関係）

㈡　協議不要対象団体の判定のための実質赤字額の額は、零とした。（第五条関係）

㈢　協議不要対象団体の判定のための連結実質赤字比率の数値は、零とした。（第六条関係）

㈣　協議不要対象団体の判定のための将来負担比率の数値は、都道府県等にあっては一〇〇分の三〇〇と、市町村にあっては一〇〇分の二〇〇とした。（第七条関係）

㈤　協議不要基準額は、標準財政規模、法適用企業ごとに営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額を合計した額及び法非適用企業ごとに営業収益に相当する収入額から受託工事収益に相当する収入の額を控除した額を合計した額の合算額の当該年度前三年度の平均の額に一〇〇分の二五を乗じて得た額に当該地方公共団体の財政の健全性に及ぼす影響が軽微であるものとして総務省令で定める地方債について協議等をした額を加算した額とした。（第八条関係）

㈥　起債に協議を要する法適用企業の判定のための地方財政法（以下「法」という。）第五条の三第五項第一号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、㈠及び㈡の額の合算額が㈢の額を超える場合において、その超える額とした。（第一五条第一項関係）

㈠　当該年度の前年度の末日における流動負債の額から同日における一時借入金又は未払金で建設改良費に係るもののうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているものの額を控除した額

㈡　当該年度の前年度の末日における建設改良費及び建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

㈢　当該年度の前年度の末日における流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額を控除した額

㈦　起債に協議を要する法適用企業の判定のための法第五条の三第五項第一号の政令で定めるところにより算定した額は、零とした。（第一五条第二項関係）

㈧　起債に協議を要する法非適用企業の判定のための法第五条の三第五項第二号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、繰上充用額、支払繰延額、事業繰越額及び建設改良費等以外の経費の財源とした地方債の現在高の合算額とした。（第一六条第一項関係）

㈨　起債に協議を要する法非適用企業の判定のための法第五条の三第五項第二号の政令で定めるところにより算定した額は、零とした。（第一六条第二項関係）

2　地方債の届出手続等

㈠　地方公共団体の行う地方債の届出は、都道府県又は指定都市にあっては総務大臣に、市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）にあっては都道府県知事にするものとした。（第一七条第一項関係）